

広島県教育委員会訓令第第六号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月六日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「旅行」の下に「又は旅費以外の県の経費から旅費に相当する経費が支給される旅行」を加え、「から支給される」を「又は旅費以外の県の経費から支給される」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 前各号に規定するもののほか、旅行における特別な事情又は旅行の性質等により条例の規定による旅費を支給する必要がない場合には、その実情に応じ、減額した旅費を支給する。

第五条第一項中「国立青年の家及び国立少年自然の家（以下「教育センター等」という。）」、広島県スポーツ会館並びに」を「国立青少年交流の家、国立青少年自然の家、広島県スポーツ会館又は」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条中「の規定による」を「に規定する一キロメートルにつき」に改め、「一キロメートルにつき」を削り、同条を第八条とする。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第五条関係）

研修等日額旅費の額及び支給期間

区 分	日 額	支 給 期 間
広島県立教育センターに宿泊する場合	二、八六〇円	研修等の開始された日から終了した日の前日までの期間について支給する。
広島県立少年自然の家、国立青少年交流の家又は国立青少年自然の家に宿泊する場合	一、六五〇円	
広島県スポーツ会館に宿泊する場合	五、三六〇円	

旅館に宿泊する場合	三十日未満の期間	七、四〇〇円	備考 広島県立教育センター、広島県立少年自然の家、国立青少年交流の家、国立青少年自然の家、広島県スポーツ会館又は広島県自治総合研修センターに宿泊することとされている者が、自己の都合によりこれらの施設に宿泊しない場合においては、これらの施設に宿泊する場合に支給する額を支給する。
	三十日以上六十日未満の期間	八、三二〇円	
	六十日以上九十日未満の期間	九、二五〇円	
下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	三十日未満の期間	七、四〇〇円	当該用務地に到着した日の翌日（研修等の開始される日に当該用務地に到着した場合にあつては、その日から帰庁のため当該用務地を出発した日の前日までの期間について支給する。
	三十日以上六十日未満の期間	六、六六〇円	
	六十日以上九十日未満の期間	五、九二〇円	
広島県自治総合研修センターに宿泊する場合	三十日未満の期間	七、四〇〇円	当該施設の宿泊料実費相当額（当該額が条例第十七条に定める額を超える場合にあっては、同条に定める額）に四六〇円を加算した額
	三十日以上六十日未満の期間	六、六六〇円	
	六十日以上九十日未満の期間	五、九二〇円	

附 則

1 この教育委員会訓令は、職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十五号）附則第一条に規定する規則で定める日から施行する。

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。